

平成 3 0 月 1 1 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 30 年 11 月 26 日 (月曜日)

平成30年11月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成30年11月26日(月曜日) 午前9時00分～午10時12分

2 開催場所 南大隅町佐多支所 会議室

3 (1) 出席委員(11人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	2番	富 田 良 成
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	7番	東 山 崎 勝 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	11番	後 藤 望
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 川元 俊朗
事務局主幹 戸島 和則
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第51号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第52号 非農地証明願いに係る証明について

議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 30 年 11 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。本日の定例会の出席委員は 11 名です。6 番、溝田委員から欠席の届けがありました。よって 12 名中 11 名の出席ですので、総会は成立しております。次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、3 番の北之口委員と 5 番の淵脇委員の両名を指名します。本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は 5 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2 ページをお開きください。農地法第 3 条の許可申請でございますが、所有権の移転に関するものが 5 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 50 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

7 番： 7 番、東山崎です。

議長： 東山崎委員どうぞ。

7 番： 11 月 17 日に日高推進員と申請人の〇〇氏の 3 人で現地調査を行いました。現地は〇〇自治会より南に 2km 行った、畑作地帯に建てられた牛舎です。周辺は 1km 圏内に 3 軒の畜舎が点在しております。調査としましては、10 数年前に牛舎を今回の申請地に建築されたそうです。申請人は今後も畜産業を営み、安定した経営をしていきたいとのことでした。審議をよろしく願いします。

議長： これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思っております。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

7 番： 東山崎ですが。肉用牛を 30 数頭飼育しており、昨年も 30 頭程度を競り市に出したと
のことで、経営的には安定していると思われます。

議 長： 10 数年前に、本人から申請はなかったのですか。事務局。

事務局： 後ほど回答いたします。

7 番： 昔、譲渡を受けていたが、名義を変えてなかったということみたいです。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 50 号 受付番号 1 番について、
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 50 号 受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 50 号 受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6 ページをお開きください。

(議案第 50 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当
しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

7 番： 7 番、東山崎です。

議 長： 東山崎委員どうぞ。

7 番： 11 月 17 日に日高推進委員と申請人の 3 名で現地を調査しました。現地は牛舎より北
へ 700m のところにあり、畑作地帯に囲まれており、飼料作物と一部ロールの保管場所
として使用されておりました。調査の意見としまして、先ほども説明しましたとおり、
今後も畜産業に力を入れていくとのこと。審議の方をよろしく願いいたします。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出し
ていただきたいと思ひます。

8 番： この無償というのは。

7 番： 親戚関係です。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 50 号 受付番号 2 番について、
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 50 号 受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 50 号 受付番号 3 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 8 ページをお開きください。

(議案第 50 号 受付番号 3 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いいたします。

なお、この受付番号 3 番については、「議案第 51 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」の受付番号 1 番と関連があり、この農地法第 3 条許可申請の受付番号 3 番の承認があつて、議案第 51 号 受付番号 1 番が審議対象となるものです。本審議において、承認されなかった場合は、議案第 51 号 受付番号 1 番は取り下げとなりますので、審議前にお伝えしておきます。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 担当委員の溝田委員が本日、欠席となっておりますので、事務局の方で報告書を読み上げさせていただきます。現地の状況としまして、11 月 20 日に会長、徳留委員、野村推進委員と事務局 2 名の 6 名で農業振興地域整備計画の変更に係る申請にあわせて調査しました。現地は、〇〇自治会と〇〇自治会の間にあるいわゆる〇〇と言われる地域です。〇〇から北東へ約 500m、〇〇の事務所から約 170m のところにあります。農地パトロールを実施した 10 月末までは畑として耕作されておりましたが、現在は牛舎の基礎と柱が立てられており、事前着手と判断しました。調査の意見としまして、譲渡人は、夫婦で農業を営んでいたが、夫が亡くなったことにより夫名義の農地を相続したが、高齢のため当該地で農業経営をする意思もないことから、譲渡人に売買するものです。譲受人は〇〇自治会で肉用牛の生産を営んでおり、増頭のために当該地において、牛舎を建設する目的で今回の所有権移転の運びとなった。譲受人については、当該地周辺の農地で牧草を耕作しており、今後も引き続き肉用牛を中心とした営農体系を続けるようであり、地域の農地の利用調整に協力する意向もあることから、周辺の農地の農業にも支障は生じないものと考えられる。ただし、既に牛舎としての形を成しており、事前着手という事実がある以上、今回の農地法第 3 条による所有権移転で当該地を自作地にし、農業用施設である牛舎を設置する計画で 200 m²を超えないものであれば、農地法第 4 条の届出書を農業委員会へ提出することとなっているため、その届け出の提出は必要であり、その際に、始末書を添付させることが条件と考えられます。なお、事前着手については、現地において、今後このようなことがないよう指導しております。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出し

ていただきたいと思います。

10番： はい。

議長： 徳留委員どうぞ。

10番： 私も11月20日に調査に行きましたが、現地に着いて、少しびっくりしたところです。先ほども報告がありましたように、10月にパトロールをした際には、農地であったわけですが、今回、行ってびっくりしました。一般の方が何も知らずに建てるのであれば、仕方ないかなとは思いますが、行政をよく知っていた方がされるというのは、如何なものかと思いました。今からもこのような事例がないよう、皆さんも注意する必要があると思います。

議長： 他にございませんか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 200㎡以下の届け出の関係をご説明させていただきます。
(資料に基づき説明。)

議長： 他にご意見はございませんか。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第50号 受付番号3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第50号 受付番号3番は許可することに決定いたします。

議長： 次に、議案第50号 受付番号4番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 10ページをお開きください。

(議案第50号 受付番号4番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1番： はい。

議長： 吉永委員どうぞ。

1番： 1番吉永です。まず、譲受人の〇〇さんは、現在、老人ホームに入ってもらっ

すので、代理人が娘婿の〇〇さんとなっております。11月16日に瀬戸山委員と代理人の〇〇さんと3名で現地に行き、説明を受けたところです。申請地は、〇〇の入口から300mぐらい南に行ったところにあり、現在、畜産農家が借りて、水稻を作付けし、水稻刈取り後に牧草を作っております。周辺も申請地の北側の道路を境に、北側の方が牧草地、南側は水稻栽培と分かれて作付けされている団地です。調査の意見として、申請地は元々、代理人の〇〇さんの実家の土地で、両親が亡くなられた後、〇〇さんの兄が相続されましたが、その兄も今年の〇〇月に亡くなられたようで、娘さんの〇〇さんが相続されましたが、〇〇に居住しており、今後も佐多に帰ってくる意思もないことから、叔父である代理人に話しがあったそうです。宅地等は名義変更されたそうですが、農地については、〇〇さんが農家ではないことから、名義変更ができなかったため、現在借り受けている方に譲渡の話しをしたが、譲受する意思がないことから、代理人の妻の母である、譲受人に名義変更することとなったそうです。親族関係の申請ですから、問題ないものと思います。審議の程、よろしくをお願いします。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思います。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第50号 受付番号4番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第50号 受付番号4番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第50号 受付番号5番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 12ページをお開きください。

(議案第50号 受付番号4番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いたします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 溝田委員が欠席ですので、ここについても事務局の方で報告書を読み上げさせていただきます。11月17日に、私と野村推進委員、〇〇から〇〇の立会いをいただき、現地を調査しました。現地は、〇〇から南東に約250mのところであり、北側は町道、東側は民家、南側と西側は農地となっております。現在は、耕耘されており、いつでも耕作ができる状態となっております。調査の意見としましては、譲渡人である〇〇氏が娘のところに行くということで、農地の整理を考えていたところ、譲受人への売買となっ

たところである。譲受人は〇〇として〇〇を営んでおり、今までの近隣の農地を借受けて〇〇の一環として農作業体験をさせてきたところであり、今まで借り受けていた農地が借り受けられなくなったことにより、当該地の購入となったところである。〇〇としても〇〇のために購入するものであり、〇〇以外に不特定多数者が活用することはないとの事であり、農地を取得する理由書も添付されていることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

議長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 補足をさせていただきます。本日お配りした資料の18ページになります。農地法施行令を添付しております。黒枠で囲った箇所でございます。

(資料に基づき、〇〇の権利の移動について説明。)

議長： ご意見等ございませんか。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第50号 受付番号5番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第50号 受付番号5番は許可することに決定いたします。

議長： 次に、議案第51号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、14ページをお開きください。議案第51号 農農業振興地域整備計画の変更に係る意見については2件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第51号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上、よろしくをお願いします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 溝田委員が欠席ですので、私の方で報告書を読み上げさせていただきます。現地の状

況については、先ほど3条申請の際に説明しておりますので、省略させていただきます。調査の意見としまして、申請人は、当該地に180㎡の牛舎を建設する計画であり、残地の1,261㎡は放牧場として利用する計画です。先ほどの3条で説明したとおり、基礎や柱が設置されていることから、事前着手と判断しましたが、補助事業の関係上、来年3月までに牛舎を完成させなければならず、無断で着手することとなったようであり、今回の事前着手に伴う始末書も添付されております。本申請は農振の除外ではなく、農用地区域から農業用施設用地への区分変更であり、申請人も今後このようなことがないようにするとのことでしたので、今回の用途区分変更については問題ないものと思います。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思います。

2 番： はい。

議 長： 富田委員どうぞ。

2 番： この事例は理解しましたが、今後ハウスを作る場合、基礎があるハウスを建てる場合は、用途変更が必要か必要ないのかをお聞きしたいです。

事務局： 今回、農水省の法改正がございまして、説明会等はないところですが、ハウスの基礎部分、全面コンクリート張りにつきましては、農地として見ますと、改正されているようです。なので、用途区分については、必要ないものと理解しております。

2 番： 今後、ハウスを建設される方々が出てきますので、用途区分が必要かそうではないのか、気になったものですから。

議 長： 今後、ハウスなどと建てられる方は、事前に事務局に相談され、期限内に着手、完成できるように、努めていただければと思います。

議 長： 他にございませんか。

8 番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

8 番： 牛を飼えば水がいるでしょうが、ここはどこから水を引くのか。それと、用排水の計画が図面にないが、牛舎の雨水はどちらへ流れるのか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 牛の飲み水については、ポンプアップをして引いてくると聞いております。町水については、水圧が足りないということがございまして、町水からポンプアップとして牛舎まで引くと聞いております。排水については、牛舎の北西側、ここが一番低くなってお

りますので、こちらに流さざるを得ないと考えておりますが、排せつ物の方については、持ち出しをするということになっております。半分は牛舎、半分は放牧場となっておりますので、糞は持ち出しますと、尿については、対策を考えます。と言われておりました。周辺が、自作地ではないので、垂れ流しはダメです。と伝えてありますので、今から検討させていただくということです。

8 番： 新しいうちは、良いでしょうけど、経年で、どんどん汚水が流れ込むと思われま。他人の土地にそれが流れ込めば、後々、問題になってきます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 現地調査が終わってから、ご本人が事務局に来られたものですから、周辺農地には影響がないようにとは話しをさせていただいたところです。

議 長： 私も現地調査で見ましたが、町道等もありますので、場合によっては沈砂池等を設けるなど、そこに排水することも考えてもいいのではないかと考えます。被害防除計画も添付されているわけですから、そのような場合は指導していけばいいのではないかと考えます。

議 長： 他にございませんか。

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 51 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 51 号 受付番号 1 番について承認することに決定しましたので、町長に意見を送付します。

議 長： 次に、議案第 51 号 受付番 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 24 ページをお開きください。

(議案第 51 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上、よろしくをお願いします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 1 番： はい。

議 長： 後藤委員どうぞ。

1 1 番： 11 番後藤です。11 月 20 日に、〇〇自治会の〇〇さんと土地所有者の〇〇さんの立会の下、調査をしました。現地は、〇〇自治会内の〇〇から山側に約 100m 上がったところであり、〇〇自治会の共同墓地に隣接しています。標高は 50m 程度あります。調査

の意見としまして、〇〇自治会では、災害時に避難場所として利用したいとのことです。現在、〇〇公民館は、〇〇横の海に面したところにあり、津波や高潮の折は、安全とは言えず、当該地が最適ではないかと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。
推進委員の皆さんからもご意見などございませぬか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 51 号 受付番号 2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 51 号 受付番号 2 番について承認することに決定しましたので、町長に意見を送付します。

議 長： 次に、議案第 52 号 非農地証明願ひに係る証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 31 ページをお開きください。
今月の非農地証明願ひに係る証明の申請は 2 件でございます。議案書をもとに説明いたします。

(議案第 52 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上、よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： はい。

議 長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 1 番吉永です。11 月 20 日に事務局 2 名、会長、横原委員、瀬戸山推進委員とともに現地調査をしました。航空写真を見ていただければ分かりますように、申請地の東側に〇〇、南側には〇〇を挟んで〇〇がある、〇〇沿いの一角であります。この土地は昭和 40 年代の緑化樹ブームの時に申請人の父が購入され、周辺は雑木を植栽され、中にはフェニックス等が植栽されてあります。その後、緑化樹ブームが過ぎて、植栽された樹木は、そのまま残り現在に至っております。申請人によりますと、購入して以来、畑として耕作したこともなく、今後も畑として耕作する意思もなく、他に利用する計画もないが、地目が台帳では畑、現況が山林となっており、そのまま放置するのも如何なものかと思ひ、登記簿地目の変更をしたく、今回の証明願ひとなったところであります。隣接地も耕作されておらず、非農地証明については問題ないものと考えます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思います。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 現地調査時の写真を、別冊の16・17ページに添付しておりますので、参考までにご覧ください。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第52号 受付番号1番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第52号 受付番号1番は、非農地として証明することに決定いたします。

議長： 次に、議案第52号 受付番号2番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 35ページをお開きください。

(議案第52号 受付番号2番の朗読及び説明)

以上、よろしくをお願いします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

11番： はい。

議長： 後藤委員どうぞ。

11番： 11番後藤です。11月20日に事務局2名、会長と富田委員、大内山推進委員とで現地調査を行いました。この申請につきましては、申請人が〇〇に在住であるため、代理人である〇〇氏に立ち会っていただきました。現地については、上から3カ所(〇〇・〇〇・〇〇)は、〇〇から〇〇に上る町道から入ったところにあります。もう1筆は、〇〇自治会から〇〇へ抜ける町道脇にあります。4ヶ所とも既に山林化されており、非農地にすることに問題はないと考えます。よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思います。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 現地調査時の写真を、別冊の12・13ページについては、〇〇沿いであったため確認することができましたが、14・15ページについては、現地踏査が難しかったため、参考までに航空写真を添付しておりますので、参考までにご覧ください。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第52号 受付番号2番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第52号 受付番号2番は、非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第53号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 39ページの議案第46号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第53号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： これより質疑に入りますが、7番、半田委員が受付番号7番と8番と2番富田委員と11番後藤委員が11番から15番に議題の提出がございます。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により退席をいたします。

(半田委員・富田委員・後藤委員 退席)

議 長： これより、質疑に入ります。
ご意見等ございませんか。

1 番： はい。

議 長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 1番吉永です。受付番号5番と6番に〇〇さんという方が、いらっしゃいますが、住所からいくと、〇〇辺りだと思いますが、そのような方がいらっしゃるのですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： ○○さんについては、新規就農者であり○○で肉用牛を経営されていらっしゃる方で、祖母宅にある○○に居住されております。

議 長： 他にございませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 53 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 53 号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

(半田推進委員・富田委員・後藤委員 着席)

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について
②行事予定について

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 30 年 11 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員